

介護報酬請求に係る注意事項

介護報酬請求に係る届出について

- 各書類の提出期限：令和3年4月1日(木)
- 各書類の提出にあたっては、加算の要件等を十分に確認した上で提出してください。
新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行う必要があります。
なお、新たに追加された届出項目等の他に、既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては、改めて届出を行ってください。(詳細は別紙のとおり)
- 提出した届出内容と介護報酬の請求内容に相違があると、請求エラーとなり介護報酬が支払われません。内容に相違がないか確認した上で請求手続きをお願いいたします。
- 地域密着型サービス及び総合事業について、複数の保険者より指定を受けている場合は全保険者への届出が必要となります。
- 令和3年度介護報酬改定に係る情報は、県のHPに随時掲載していきます。
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1038767.html>
トップページ > 暮らし・環境 > 福祉 > 介護福祉 > 介護サービス事業者の皆様へ > 令和3年度介護報酬改定等について

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

○ 令和3年9月30日までの上乗せ分について

【対象:全サービス】

令和3年9月30日までの間は、各サービス種類の所定単位数の千分の一に相当する単位数の算定が必須である。当該上乗せ分の請求を行わない場合、国保連合会の審査において返戻となる。

○ 「移行計画未提出減算」の取扱いについて

【対象:介護療養型医療施設】

令和3年9月30日までの間は、「移行計画の提出状況」が「1:なし」であっても減算とならない。

○ 「安全管理体制未実施減算」の取扱いについて

【対象:介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

令和3年9月30日までの間は、「安全管理体制」が「1:減算型」であっても減算とならない。

○ 「栄養管理の基準を満たさない場合の減算」の取扱いについて

【対象:介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(療養病床・診療所、老人性認知症疾患療養病棟を除く)、介護医療院】

令和6年3月31日までの間は、「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」が「1:なし」であっても減算とならない。

各種様式等の掲載場所(厚生労働省ホームページ)

ひと、暮らし、みらいのために



↑ ホーム

▼ 本文へ ▶ お問合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

🔍 検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 令和3年度介護報酬改定について

令和3年度介護報酬改定について

令和3年度介護報酬改定について

[令和3年度介護報酬改定の主な事項 \[2,261KB\]](#)

[令和3年度介護報酬改定における改定事項について \[2,559KB\]](#)

介護報酬改定に関する省令及び告示

[指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号） \[1,210KB\]](#)

[指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第73号） \[2,122KB\]](#)

[厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（令和3年厚生労働省告示第74号） \[257KB\]](#)

[介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第71号） \[107KB\]](#)

[介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号） \[168KB\]](#)

介護報酬改定に関する通知等

厚生労働省「令和3年度介護報酬改定について」ホームページ(続き)

- [PDF 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について\[357KB\]](#)
- [W 別紙様式1 \(都道府県が指定する指定居宅介護支援事業所向け診療情報提供書\(医師\)\) \[70KB\]](#)
- [W 別紙様式2 \(都道府県が指定する指定居宅介護支援事業所向け診療情報提供書\(歯科医師\)\) \[60KB\]](#)
- [W 別紙様式3 \(歯科衛生士による居宅療養管理指導に係るスクリーニング・アセスメント・管理指導計画\) \[27KB\]](#)
- [PDF 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について\[555KB\]](#)
- [X 別紙様式1 \(口腔衛生管理加算 様式\(実施計画\)\) \[15KB\]](#)
- [W 別紙様式5 \(褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書\) \[20KB\]](#)
- [W 別紙様式6 \(排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書\) \[18KB\]](#)
- [W 別紙様式7 \(自立支援促進に関する評価・支援計画書\) \[26KB\]](#)
- [PDF 特別療養費の算定に関する留意事項について\[52KB\]](#)
- [PDF 様式1 \(紹介先医療機関等名\)、4 \(入院診療計画書\) \[24KB\]](#)
- [W 様式3 \(褥瘡対策に関する診療計画書\) \[18KB\]](#)
- [PDF 特別診療費の算定に関する留意事項について\[120KB\]](#)
- [PDF 様式1 \(紹介先医療機関等名\)、4 \(入院診療計画書\) \[210KB\]](#)
- [W 様式3 \(褥瘡対策に関する診療計画書\) \[18KB\]](#)
- [PDF 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について\[472KB\]](#)
- [PDF 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について\[493KB\]](#)
- [PDF 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について\[245KB\]](#)
- [PDF 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について\[208KB\]](#)
- [PDF 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について\[267KB\]](#)
- [PDF 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について\[273KB\]](#)
- [PDF 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について\[269KB\]](#)
- [PDF 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について\[270KB\]](#)
- [PDF 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について\[270KB\]](#)
- [X 別紙様式\[1,748KB\]](#)
- [PDF 介護給付費請求書等の記載要領について\[336KB\]](#)
- [X 別表\[336KB\]](#)
- 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について
- [X 別紙1第6表 \(年月分サービス利用票\(介護予防\)サービス計画\) \[101KB\]](#)
- [PDF 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて\[73KB\]](#)
- [PDF 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて\[64KB\]](#)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)
(各種届出様式もこちらファイルの別シートに格納されています。)

R3.3.19時点で体制届の様式は案が示されている状態です。
ひとまず、この様式で提出の御準備をお願いします。

添付

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事業所番号

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他	該当する体制等	LIFEへの登録	割引
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他		
11 訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			特定事業所加算(V以外)	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ		
			特定事業所加算V	1 なし 2 あり		
			共生型サービスの提供(居宅介護事業所)	1 なし 2 あり		
			共生型サービスの提供(重度訪問介護事業所)	1 なし 2 あり		
			特別地域加算	1 なし 2 あり		
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当		
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					
12 訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当		
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

(別紙2)

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

令和 年 月 日

知事 殿

所在地
名称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー)			
		県 都市			
	連絡先	(ビルの名称等)			
		電話番号		FAX番号	
	法人の種類別		法人所轄庁		
代表者の職・氏名	職名		氏名		
代表者の住所	(郵便番号 ー)				
	県 都市				

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その6）
（令和3年3月19日事務連絡）

（別紙）

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	共通	<p>「その他該当する体制等」欄の「LIFEへの登録」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
2	1 1：訪問介護	<p>「その他該当する体制等」欄の「特定事業所加算Ⅴ」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
3	1 1：訪問介護	<p>「その他該当する体制等」欄の「特定事業所加算」を</p> <p>「特定事業所加算（Ⅴ以外）」</p> <p>に名称変更</p>	<p>取り扱いに変更なし。</p>
4	<p>1 1：訪問介護</p> <p>1 2：訪問入浴介護</p> <p>6 2：介護予防訪問入浴介護</p> <p>7 1：夜間対応型訪問介護</p> <p>7 6：定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「認知症専門ケア加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：加算Ⅰ」</p> <p>「3：加算Ⅱ」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
5	<p>1 2：訪問入浴介護</p> <p>6 2：介護予防訪問入浴介護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「3：加算Ⅰイ」</p>	<p>「4：加算Ⅰ」、「5：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p> <p>既存届出内容が「3：加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は</p>

項番	サービスタイプ	変更点	既存事業所の取扱い
6	13：訪問看護	<p>「2：加算Ⅰロ」を</p> <p>「1：なし」</p> <p>「4：加算Ⅰ」</p> <p>「3：加算Ⅱ」</p> <p>「5：加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>「3：加算Ⅱ」とみなす。</p> <p>(注) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。既存届出内容が「2：加算Ⅰロ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p> <p>(注2) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。</p>
7	<p>14：訪問リハビリテーション</p> <p>16：通所リハビリテーション</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「社会参加支援加算」を</p> <p>「移行支援加算」</p> <p>に名称変更</p>	<p>取り扱いに変更なし。</p>
8	14：訪問リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の「短期集中リハビリテーション実施加算」を廃止</p>	<p>なし。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
9	14：訪問リハビリテーション 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「4：加算Ⅱ」	「3：加算Ⅰ」又は「4：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注2) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
10	14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 「5：加算Ⅳ」 を 「1：なし」 「3：加算AⅠ」 「6：加算Aロ」 「4：加算BⅠ」 「7：加算Bロ」	「6：加算Aロ」、「7：加算Bロ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「3：加算Ⅱ」、「4：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「3：加算AⅠ」、「4：加算BⅠ」とみなす。 (注) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「2：加算Ⅰ」、「5：加算Ⅳ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注2) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
11	15：通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「5：加算ⅠⅠ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 を 「1：なし」	「6：加算ⅠⅠ」、「7：加算ⅢⅠ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「5：加算ⅠⅠ」で、新たな届出がない場合は「5：加算ⅡⅠ」とみなす。 (注) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「2：加算Ⅰ

項番	サービスタイプ	変更点	既存事業所の取扱い
		<p>「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「7：加算Ⅲ」 に変更</p>	<p>ロ、「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注2) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。</p>
12	<p>15：通所介護 78：地域密着型通所介護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「個別機能訓練加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰイ」 「3：加算Ⅰロ」 を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
13	<p>15：通所介護 78：地域密着型通所介護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「ADL維持等加算」を 「ADL維持等加算Ⅲ」 に名称変更</p>	<p>既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：あり」とみなす。 (注) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。</p>
14	<p>15：通所介護 78：地域密着型通所介護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「個別機能訓練体制Ⅰ」を廃止</p>	<p>なし。</p>
15	<p>15：通所介護 78：地域密着型通所介護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「個別機能訓練体制Ⅱ」を廃止</p>	<p>なし。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
16	15：通所介護 16：通所リハビリテーション 72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護 78：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「入浴介助体制加算」 を 「入浴介助加算」 に名称変更	取り扱いに変更なし。
17	15：通所介護 16：通所リハビリテーション 72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護 78：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「入浴介助加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。 (注) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
18	15：通所介護 16：通所リハビリテーション 72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護 78：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
19	15：通所介護 16：通所リハビリテーション 32：認知症対応型共同生活介護 33：特定施設入居者生活介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス	「その他該当する体制等」欄の 「科学的介護推進体制加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 5 : 介護医療院サービス 6 6 : 介護予防通所リハビリテーション 7 2 : 認知症対応型通所介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 7 4 : 介護予防認知症対応型通所介護 7 5 : 介護予防小規模多機能型居宅介護 7 7 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 7 8 : 地域密着型通所介護		
2 0	1 5 : 通所介護 2 1 : 短期入所生活介護 2 4 : 介護予防短期入所生活介護 3 3 : 特定施設入居者生活介護 3 5 : 介護予防特定施設入居者生活介護 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 7 2 : 認知症対応型通所介護 7 4 : 介護予防認知症対応型通所介護 7 8 : 地域密着型通所介護	<p>「その他該当する体制等」欄の「生活機能向上連携加算」</p> <p>「1 : なし」 「2 : あり」</p> <p>「1 : なし」 「3 : 加算Ⅰ」 「2 : 加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>「3 : 加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p> <p>既存届出内容が「2 : あり」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算Ⅱ」とみなす。</p> <p>(注) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。</p>
2 1	1 5 : 通所介護 1 6 : 通所リハビリテーション 6 6 : 介護予防通所リハビリテーション 7 2 : 認知症対応型通所介護 7 4 : 介護予防認知症対応型通所介護 7 8 : 地域密着型通所介護	<p>「その他該当する体制等」欄の「栄養改善体制」</p> <p>を 「栄養アセスメント・栄養改善体制」</p> <p>に変更</p>	<p>取り扱いに変更なし。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
2 2	1 5：通所介護 1 6：通所リハビリテーション 6 6：介護予防通所リハビリテーション 7 2：認知症対応型通所介護 7 4：介護予防認知症対応型通所介護 7 8：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「口腔機能向上体制加算」 を 「口腔機能向上加算」 に名称変更	取り扱いに変更なし。
2 3	1 6：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「短期集中個別リハビリテーション実施加算」 を廃止	なし。
2 4	1 6：通所リハビリテーション 6 6：介護予防通所リハビリテーション 7 2：認知症対応型通所介護 7 4：介護予防認知症対応型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「4：加算ⅠⅠ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 を 「1：なし」 「5：加算Ⅰ」 「4：加算Ⅱ」 「6：加算Ⅲ」 に変更	「5：加算Ⅰ」、「6：加算Ⅲ」 に該当する場合は、新たな加算 の届出が必要となる。 既存届出内容が「4：加算ⅠⅠ」 で、新たな届出がない場合は 「4：加算Ⅱ」とみなす。 (注) 基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「2：加算Ⅰ ロ」、「3：加算Ⅱ」で、新たな 届出がない場合は「1：なし」 とみなす。 (注2) 基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。
2 5	2 1：短期入所生活介護 2 4：介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算 (単独型、併設型)」 を 「サービス提供体制強化加算 (単独型)」 に名称変更	取り扱いに変更なし。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
26	21：短期入所生活介護 24：介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算 (単独型)」 「1：なし」 「5：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「7：加算Ⅲ」	「6：加算Ⅰ」、「7：加算Ⅲ」 に該当する場合は、新たな加算 の届出が必要となる。 既存届出内容が「5：加算Ⅰイ」 で、新たな届出がない場合は 「5：加算Ⅱ」とみなす。 (注) 基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「2：加算Ⅰ ロ」、「3：加算Ⅱ」、「4：加算 Ⅲ」で、新たな届出がない場合 は「1：なし」とみなす。
27	21：短期入所生活介護 24：介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算 (空床型)」 を 「サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)」 に名称変更	取り扱いに変更なし。 (注) 併設型の場合は、新たな 加算の届出が必要となる。
28	21：短期入所生活介護 24：介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)」 「1：なし」 「5：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「7：加算Ⅲ」	「6：加算Ⅰ」、「7：加算Ⅲ」 に該当する場合は、新たな加算 の届出が必要となる。 既存届出内容が「5：加算Ⅰイ」 で、新たな届出がない場合は 「5：加算Ⅱ」とみなす。 (注) 基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「2：加算Ⅰ ロ」、「3：加算Ⅱ」、「4：加算 Ⅲ」で、新たな届出がない場合 は「1：なし」とみなす。 (注2) 基本的に届出を行うよ う指導する点に留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
29	2 1 : 短期入所生活介護 2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 2 A : 短期入所療養介護 2 4 : 介護予防短期入所生活介護 2 5 : 介護予防短期入所療養介護 2 6 : 介護予防短期入所療養介護 2 B : 介護予防短期入所療養介護	に変更 「その他該当する体制等」欄の 「併設本体施設における介護職員 等特定処遇改善加算Ⅰの届出状 況」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
30	2 1 : 短期入所生活介護 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「介護ロボットの導入」 を 「テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)」 に名称変更	取り扱いに変更なし。
31	2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 2 A : 短期入所療養介護 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 3 : 介護療養施設サービス 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 5 5 : 介護医療院サービス 2 5 : 介護予防短期入所療養介護 2 6 : 介護予防短期入所療養介護 2 B : 介護予防短期入所療養介護 3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護(短 期利用型) 6 8 : 小規模多機能型居宅介護(短	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1 : なし」 「5 : 加算Ⅰ」 「2 : 加算Ⅰロ」 「3 : 加算Ⅱ」 「4 : 加算Ⅲ」 を 「1 : なし」 「6 : 加算Ⅰ」 「5 : 加算Ⅱ」 「7 : 加算Ⅲ」 に変更	「6 : 加算Ⅰ」、「7 : 加算Ⅲ」 に該当する場合は、新たな加算 の届出が必要となる。 既存届出内容が「5 : 加算Ⅰ」 で、新たな届出がない場合は 「5 : 加算Ⅱ」とみなす。 (注) 基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「2 : 加算Ⅰ ロ」、「3 : 加算Ⅱ」、「4 : 加算 Ⅲ」で、新たな届出がない場合 は「1 : なし」とみなす。 (注2) 基本的に届出を行うよ う指導する点に留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	期利用型) 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 7 6 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7 5 : 介護予防小規模多機能型居宅介護 7 7 : 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) 7 9 : 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) 6 9 : 介護予防小規模多機能型居宅介護 (短期利用型) 3 7 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 3 9 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)		
3 2	2 7 : 特定施設入居者生活介護 (短期利用型) 2 8 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用型) 3 3 : 特定施設入居者生活介護 3 5 : 介護予防特定施設入居者生活介護 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護	「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」 「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅰロ」 「4 : 加算Ⅱ」 「5 : 加算Ⅲ」 を 「1 : なし」 「6 : 加算Ⅰ」 「2 : 加算Ⅱ」 「7 : 加算Ⅲ」 に変更	「6 : 加算Ⅰ」、「7 : 加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2 : 加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算Ⅱ」とみなす。 (注) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「3 : 加算Ⅰロ」、「4 : 加算Ⅱ」、「5 : 加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。 (注2) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
3 3	3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	「その他該当する体制等」欄の「医療連携体制」を 「医療連携体制加算」 に名称変更	取り扱いに変更なし。

項番	サービズ種類	変更点	既存事業所の取扱い
34	32：認知症対応型共同生活介護、 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 39：介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	「その他該当する体制等」欄の「3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「2：あり」とみなす。
35	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	「施設等の区分」欄に 「3：サテライト型I型」 「4：サテライト型II型」 を新設	「3：サテライト型I型」、「4：サテライト型II型」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
36	33：特定施設入居者生活介護 36：地域密着型特定施設入居者生活介護	「その他該当する体制等」欄の「テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
37	33：特定施設入居者生活介護 36：地域密着型特定施設入居者生活介護	「その他該当する体制等」欄の「入居継続支援加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算I」 「3：加算II」 に変更	「3：加算II」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算I」とみなす。 (注) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
38	33：特定施設入居者生活介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 36：地域密着型特定施設入居者生活介護	「その他該当する体制等」欄の「個別機能訓練体制」を 「個別機能訓練加算」	取り扱いに変更なし。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	活介護 5 1：介護福祉施設サービス 5 4：地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 7 2：認知症対応型通所介護 7 4：介護予防認知症対応型通所介 護	に名称変更	
3 9	3 3：特定施設入居者生活介護 3 6：地域密着型特定施設入居者生 活介護 5 1：介護福祉施設サービス 5 4：地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 7 2：認知症対応型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1： なし」とみなす。
4 0	4 3：居宅介護支援 7 2：認知症対応型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算Ⅳ」 を 「特定事業所医療介護連携加算」 に名称変更	取り扱いに変更なし。
4 1	4 3：居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算」 「5：加算A」 を追加	「5：加算A」に該当する場合 は、新たな加算の届出が必要と なる。 (注)「2：加算Ⅰ」、「3：加算 Ⅱ」、「4：加算Ⅲ」については、 要件の見直しを踏まえ、新しい 要件に即して届け出を行うよ う留意が必要。
4 2	4 3：居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「情報通信機器等の活用等の体 制」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1： なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4 3	5 1：介護福祉施設サービス	<p>「施設等の区分」欄の「4：ユニット型経過的小規模介護福祉施設」を</p> <p>「4：経過的ユニット型小規模介護福祉施設」</p> <p>に名称変更</p>	<p>既存届出内容が「4：ユニット型経過的小規模介護福祉施設」で、新たな届出がない場合は「4：経過的ユニット型小規模介護福祉施設」とみなす。</p> <p>(注) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。</p>
4 4	5 1：介護福祉施設サービス 5 2：介護保健施設サービス 5 4：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 5：介護医療院サービス	<p>「その他該当する体制等」欄の「栄養マネジメント強化体制」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
4 5	5 1：介護福祉施設サービス 5 2：介護保健施設サービス 5 4：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 5：介護医療院サービス	<p>「その他該当する体制等」欄の「自立支援促進加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
4 6	5 1：介護福祉施設サービス 5 2：介護保健施設サービス 5 3：介護療養施設サービス 5 4：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 5：介護医療院サービス	<p>「その他該当する体制等」欄の「安全管理体制」</p> <p>「1：減算型」</p> <p>「2：基準型」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「2：基準型」とみなす。</p>
4 7	5 1：介護福祉施設サービス 5 2：介護保健施設サービス 5 3：介護療養施設サービス 5 4：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 5：介護医療院サービス	<p>「その他該当する体制等」欄の「安全対策体制」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
48	51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 53：介護療養施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 55：介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
49	51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 53：介護療養施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 55：介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の「栄養マネジメント体制」 を廃止	なし。
50	51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 53：介護療養施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 55：介護医療院サービス 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	「その他該当する体制等」欄の「排せつ支援加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
51	51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の「テクノロジーズの導入（日常生活継続支援加算関係）」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
52	52：介護保健施設サービス	「その他該当する体制等」欄の「リハビリ計画書情報加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
53	53：介護療養施設サービス	<p>「その他該当する体制等」欄の「移行計画の提出状況」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
54	55：介護医療院サービス	<p>「その他該当する体制等」欄の「移行定着支援加算」</p> <p>を廃止</p>	なし。
55	<p>64：介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>66：介護予防通所リハビリテーション</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「リハビリテーションマネジメント加算」</p> <p>を廃止</p>	なし。
56	<p>68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型）</p> <p>69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）</p> <p>71：夜間対応型訪問介護</p> <p>73：小規模多機能型居宅介護</p> <p>75：介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</p> <p>79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）」</p> <p>「1：非該当」</p> <p>「2：該当」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：非該当」とみなす。</p>
57	<p>71：夜間対応型訪問介護</p> <p>73：小規模多機能型居宅介護</p> <p>75：介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「特別地域加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
58	71：夜間対応型訪問介護	<p>「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「4：加算Ⅰイ」</p> <p>「2：加算Ⅰロ」</p> <p>「5：加算Ⅱイ」</p> <p>「3：加算Ⅱロ」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」</p> <p>「6：加算Ⅰ（イの場合）」</p> <p>「4：加算Ⅱ（イの場合）」</p> <p>「7：加算Ⅲ（イの場合）」</p> <p>「8：加算Ⅰ（ロの場合）」</p> <p>「5：加算Ⅱ（ロの場合）」</p> <p>「9：加算Ⅲ（ロの場合）」</p> <p>に変更</p>	<p>「6：加算Ⅰ（イの場合）」、「7：加算Ⅲ（イの場合）」、「8：加算Ⅰ（ロの場合）」、「9：加算Ⅲ（ロの場合）」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「4：加算Ⅰイ」、「5：加算Ⅱイ」で、新たな届出がない場合は「4：加算Ⅱ（イの場合）」、「5：加算Ⅱ（ロの場合）」とみなす。</p> <p>（注）基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。既存届出内容が「2：加算Ⅰロ」、「3：加算Ⅱロ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p> <p>（注2）基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。</p>
59	77：複合型サービス （看護小規模多機能型居宅介護）	<p>「その他該当する体制等」欄の「栄養アセスメント・栄養改善体制」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
60	77：複合型サービス （看護小規模多機能型居宅介護）	<p>「その他該当する体制等」欄の「褥瘡マネジメント加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
6 1	7 7：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	<p>「その他該当する体制等」欄の「口腔機能向上加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
6 2	7 8：地域密着型通所介護	<p>「その他該当する体制等」欄の「個別送迎体制強化加算」</p> <p>を廃止</p>	なし。
6 3	7 8：地域密着型通所介護	<p>「その他該当する体制等」欄の「入浴介助体制強化加算」</p> <p>を廃止</p>	なし。
6 4	7 8：地域密着型通所介護	<p>「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」</p> <p>「1：なし」</p> <p>「5：加算Ⅰイ」</p> <p>「2：加算Ⅰロ」</p> <p>「3：加算Ⅱ」</p> <p>「4：加算Ⅲ」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」</p> <p>「6：加算Ⅰ（イの場合）」</p> <p>「5：加算Ⅱ（イの場合）」</p> <p>「7：加算Ⅲ（イの場合）」</p> <p>「8：加算Ⅲイ（ロの場合）」</p> <p>「4：加算Ⅲロ（ロの場合）」</p> <p>に変更</p>	<p>「6：加算Ⅰ（イの場合）」、「7：加算Ⅲ（イの場合）」、「8：加算Ⅲイ（ロの場合）」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p> <p>既存届出内容が「5：加算Ⅰイ」、「4：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「5：加算Ⅱ（イの場合）」、「4：加算Ⅲロ（ロの場合）」とみなす。</p> <p>（注）基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。</p> <p>既存届出内容が「2：加算Ⅰロ」、「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p> <p>（注2）基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。</p>